



変更契約を締結する日	償還期限
七月三十一日以前の日	起算時の属する年の七月三十一日、当該年の十月三十一日、当該年の翌年の一月三十一日又は当該年の翌年の四月三十日
八月一日から十月三十一日までの日	起算時の属する年の十月三十一日、当該年の翌年の一月三十一日又は当該年の翌年の四月三十日
十一月一日以後の日	起算時の属する年の翌年の一月三十一日又は起算時の属する年の翌年の四月三十日
二	口 率を、当該変更前の利率が年四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とする。
ハ 債還金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。	ハ 債還金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。
一	一般開拓者に対する緩和対象貸付金債権について、未措置債権との他の債権の区分ごとに、同一の貸付利率区分（貸付金に係る利率が年四分以上であるものと年四分未満であるものとの区分をいう。以下同じ。）に属するものが二以上あり、かつ、そのいずれかに係る貸付金の償還期間が起算時においてなお残存する場合において、その一般開拓者からの申出があつたときは、政府は、前項の規定にかかるわらず、農林省令で定めるところにより、その者を相手方とする契約をもつて、起算時において、当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高（起算時からその契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を合算し、その合算した額を政府からその一般開拓者に新たに貸し付けたものとし、かつ、当該各緩和対象貸付金債権（これに係る未納の利息及び延滞金についての債権を含む。）を消滅させる旨の走めをすることができる。ただし、次に掲げる条件のすべてがみたされる場合に限るものとする。
一	その新たに貸し付けたものとされる金額に係る債務につき相当と認められる保証人の保証その他の担保を徵すこと。
二	その消滅させる各緩和対象貸付金債権について未納の利息及び延納金（その額は、起算

三 その新たに貸し付けたものとされる金額の償還に関する条件については、その消滅させられる各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間が三年以上である場合にあつては前項第一号の例により、当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間が二年である場合にあつては同項第二号の例により、当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間が一年である場合にあつては同項第三号の例によるものとすること。この場合において、同項第一号中「当該変更前の貸付金の償還期間の残存期間」とあるのは「当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間」と、同号ロ中「当該変更前の貸付金」とあるのは「当該各緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金」と、「その残存期間」とあるのは「これらの当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間」とすること。

前項の平均残存償還期間とは、未措置債権とその他の債権の区分ごとに同一の貸付利率区分に属する二以上の緩和対象貸付金債権（起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。以下この項において同じ。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高（その一部に係る納付期限が起算時までに到来しているときは、その到来している部分の額を除く。以下この項において同じ。）にそれぞれの緩和対象貸付金債権に係る起算時における貸付金の償還期間の残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計額をその緩和対象貸付金債権のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高の合計額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

第二項の平均残存据置期間とは、未措置債権とその他の債権の区分ごとに同一の貸付利率区分に属する二以上の緩和対象貸付金債権（起算時において政府に発生したものとする旨を当該契約において定めること。）

時において据置期間の残存期間が存しないもの(これを除く。)のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高にそれぞれその貸付金債権に係る起算時における貸付金の据置期間の残存期間に相應する年数を乗じて得た額の合計額をその緩和対象貸付金債権(起算時において償還期間の残存期間が存しないもののを除く。)のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高(その一部は、その到来しているときは、その到来する部分の額を除く。)の合計額で除して得た年数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。)をいうものとする。

(當農の基礎が不安定な開拓者に対する貸付金の償還条件の緩和)

**第四条** 政府は、當農の基礎が不安定な開拓者で政令で定めるもの(以下「特定開拓者」といいう。)を相手方とする貸付契約に係る貸付金債権及び特定開拓者が次条第一項又は第二項の三者間の契約に基づき引き受けける債務(未納の利子及び延滞金に係るものを除く。)に対応する政府の貸付金債権(以下「特定緩和対象貸付金債権」と総称する。)につき、その特定開拓者からの申出があつたときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。この場合には、政府は、相當と認められる保証人の保証その他の担保を徴するものとする。

一 当該特定緩和対象貸付金債権に係る起算時における貸付金の残高(起算時からその変更額を除く。)を、起算時において、政府からその特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法(据置期間に係る利子については、その各納付期限までの期間に係る利子につき当該各納付期限における支払の方法)により償還すること。

イ 債還期間を、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、二十年(特定開拓者のうち當農の基礎が著しく不安定な農林省令で定めるもの(以下「特別緩和対象開拓者」という。)に係る場合にあつては、二十五年)に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は二十年(特別緩和対象開拓者に係る場合にあつては、二十五年)

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

年)から調整控除期間をそれぞれ控除した期間とすること。

二 当該変更後に拘置期間を置かないこととなる特定緩和対象貸付金債権についての年賦金の額の計算については、起算時の属する日後最初に到来する納付期限に係るものにあつては、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その貸し付けたものとされた額を支払期間を二十年（特別緩和対象開拓者による場合にあつては、二十五年）とし、利率を当該変更後の貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還されるものとした場合に算出される年賦金の額に調整加算額をそれぞれ加算した額又はその算出される年賦金の額から調整控除額をそれれ控除した額とし、その他の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

一 の特定開拓者に対する特定緩和対象貸付金債権について、未措置債権とその他の債権の区分ごとに、同一の貸付利率又分に属するものが

本年賦金及び据置期間に係る利子の納付期限を、その変更契約を締結する日の区分に応じ、それぞれ前条第一項第一号ホに掲げることによりとすること。  
八　年賦金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。

二  
和率を、当該変更前の貸付金の和率が年四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。  
据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること（当該変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間に相当する期間の満了する日又は当該変更後の据置期間の満了する日のいずれか早日までについて、利子を徴しないこと。）。

口 当該変更前の貸付金の据置期間が起算時點においてなお残存する場合には、据置期間を、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その残存期間に相当する期間に調整加算期間をそれぞれ加算し、期間又はその残存期間に相当する期間から調整控除期間をそれぞれ控除した期間とし、その他の場合には、据置期間を置かなければならぬこと。

**第五条** 借人の引受けに関する措置  
政 府は、開拓者の組織する法人（以下単に「法人」という。）を相手方とする貸付契約でその法人を組織する開拓者（以下「構成員」という。）が必要とする開拓者資金融通法第一

償還に關する条件については、前項各号の例によるものとすること。この場合において、その消滅させる各特定緩和対象貸付金債権のいづれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、据置期間は、前項第一号ロの例によらず、当該契約において定める貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その消滅させる各特定緩和対象貸付金債権に係る貸付金についての前条第四項の平均残存据置期間に相当する期間に調整加算期間をそれぞれ計算した期間又は当該平均残存据置期間から調整控除期間をそれぞれ控除了した期間とする。

額を控除して計算するものとする。)があるときは、その額に相当する額の未納の利子及び延滞金に係る債権が、その新たに貸し付けられたものとされる金額に係る債権につき、起算時において政府に発生したものとする旨を当該契約において定めること。

させる旨の定めをすることができる。ただし次に掲げる条件のすべてがみたされる場合に限るものとする。

一　その新たに貸し付けたものとされる金額に係る債務につき相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴すること。

二　その消滅させる各特定緩和対象貸付金債権について未納の利子及び延滞金（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までに納付済みとなつた金

二以上ある場合において、その特定開拓者からの申出があつたときは、政府は、前項の規定にかかわらず、農林省令で定めるところにより、その者を相手方とする契約をもつて、起算時に於いて、当該各特定緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高（起算時からその契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を合算し、その合算した額を政府からその特定開拓者に新たに貸し付けたものとし、かつ、当該各特定緩和対象貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）を消滅する。

一　て、次の事項を定める場合に限るものとする。  
一　当該債務の引受け後においては、当該法人  
が当該引受け後の債務を保証すること。  
二　当該債務の引受けをする転借人が当該法人  
に対して負担していた当該転借金債務の全部

じ。) を分割して、その申出に係る各転借人ごとの転借金債務の額(起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までに支払済みとなつた金額を控除して計算するものとする。以下この項において同じ。) に相当する額及びこれらの額の合計額を当該貸付金債権に対応する債務の額から控除した額に相当する額のそれそれをその額とする二以上の債権として、その分割された各債権(申出に係る各転借人の転借金債務の額をその額とする債権に限る。)に対応する各債務を、それぞれ、当該転借人に引き受けさせ、かつ、その法人につき当該受取けに係る債務を消滅させる旨の定めをすることができる。ただし、当該三者間の契約において

それわれの都合に廻し三語轉作へたるを覺ゆて不  
旨の申出があつたときは、農林省令で定めに係  
ころにより、政府たるの法人及びその委託する  
各転借人の三者間の契約をもつて、起算時に  
おいて、当該貸付金債権（その額は、起算時現  
在によるものとし、起算時からその契約を締結  
する時までに納付済みとなつた金額を控除して  
計算するものとする。以下二つ項目において同

借人の全部又は一部の双方から、当該転借人が当該貸付けを受けたことによりその法人に対し当該貸付け負担する借入金債務（これに係る未納の利子及び延滞金についての債務を含む。以下「転借金債務」という。）の全部又は一部の額を示し、これらの額に応じて当該貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債務を含む。以下この項において同じ。）に対する債務を分割し、その分割された各債務を

第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項第一号の資金の貸付けに充てるために要する資金をその法人に貸し付ける旨を定めるもの（以下「転貸資金貸付契約」という。）に係る貸付金債権で、当該貸付金に係る転借人（その法人が当該貸付金を財源の全部として当該転貸資金貸付契約に基づきその構成員に同条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項第一号の資金の貸付けをした場合における当該貸付けに係る構成員若しくは構成員であつた者又は当該貸付契約に係る債務の承継人をいう。以下同じ。）が

債権に対応する債務とする。をその申出に係る施設利用者に引き受けさせ、かつ、その法人につき当該引受けに係る債務を消滅させる旨の定めをすることができる。ただし、当該三者間

る債務の全部又は一部の額を当該施設利用者が引き受けする旨の申出があつたときは、農林省令で定めるところにより、政府とその法人及びその申出に係る施設利用者の三者間の契約をもつて、起算時において、当該貸付金債権（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。以下この条において同じ。）に対応する債務（その債務の全部を引き受けする旨の申出以外の申出の場合にあつては、当該貸付金債権をその申出に係る債務の額をその額とする債権とその他の額をその額とする債権とに分割し、その分割された債権

転貸資金貸付契約以外のものに係る貸付金債権（これに係る未納の利息及び延滞金についての債権を含む。以下この条において同じ。）につき、その法人及びその法人が当該貸付金債権に係る借入金により取得し、又は設置した施設の利用者（以下「施設利用者」という。）の全部又は一部の又いかう、当該貸付金債権に対する

付金債権（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）に対応する債務を当該債務人に引き受けさせ、かつ、その法人につき当該債務を消滅させる旨の定めをすることができる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

（共同利用施設資金貸付金債権に係る債務についての施設利用者の引受けに関する措置）

2 又は一部を当該引受けに係る債務の額に応じて、当該引受けの時ににおいて消滅させること。政府は、転貸資金貸付契約に係る貸付金債権で、当該貸付金に係る転借人が一人であるものにつき、その法人及び転借人の双方から、当該転借人が当該貸付金債権（これに係る未納の利息及び延滞金についての債権を含む。以下この項において同じ。）に対応する債務を引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定めるところにより、政府とその法人及び転借人の三者間の契約をもつて、起算時において、当該貸



